

○佐藤仁一副委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて六十分です。横山隆光委員。

○横山隆光委員 自由民主党・県民会議横山隆光でございます。冒頭に大船渡市で発生しました山火事により被災された全ての皆様にご心からお見舞いを申し上げます。本県として、いち早く消防隊を出動していただきましたことに御礼を申し上げます。また、一刻も早く鎮火しますようお祈りいたします。今年本県では皇族殿下をお迎えし、白石市と利府町で全国育樹祭が開催されますが、私たちは森林から多くの恩恵を受けております。改めて森林に感謝し、岩手県の被災した森林の一日も早い復興を願いますとともに、本県の山火事対策も進めていただきたいと思います。今議会は、令和七年度予算を審議する大変重要な議会となります。原油価格・物価高騰への対策など、県民の皆様が実感できる効果的で切れ目のない経済対策を推し進めていかなければなりません。執行部はじめ職員の皆様には、日々緊張感を持って施策の推進に取り組んでいただいておりますことに感謝を申し上げます、県民一人一人の幸せの実現のため更なる御尽力をお願いいたしますとともに、村井知事にはリーダーシップを遺憾なく発揮していただき、県民に共感を与える施策の推進に力を尽くしていただきたいと思います。中山間地域を多く持つ内陸部選出の議員として、地域にさらなる光を当てるべく、通告に従い質疑に入らせていただきます。

はじめに、首都圏等県産品販路拡大支援事業について質疑させていただきます。本事業は、県内食品製造事業者の食のマーケットを意識した県産品の販路拡大や販路開拓、更に、専門家の助言による戦略的な商品づくりや販売手法の確立により競争が激化するマーケットの中で、事業者の持続的かつ発展的な事業展開を図る目的の事業です。令和六年度に実施したOMO物産展・常設コーナーの状況をお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 県では、今年度から首都圏及び関西圏におきまして、宮城の県産品を実際に試飲試食し、購入につなげていただくOMO方式による常設コーナーの設置及び物産展を開催したところでございます。常設コーナーにつきましては、昨年十一月から今年一月までの三か月間、千葉県の大規模ショッピングモール内にある試食可能なOMO

専門店舗に設置し、物産展については、今年一月に東京新宿駅と大阪梅田のイベントスペースにおいてそれぞれ五日間開催いたしました。常設コーナーには県内の二十を超える事業者が出品し、約四千八百件の試食アンケート結果を得ることができました。また物産展には、東京及び大阪それぞれで県内の二十を超える事業者が出品し、両会場合わせて延べ約五千件の試食アンケートを得ることができました。参加事業者からは、「アンケート結果を今後の商品開発に活かしていきたい」などの御意見や「今回の出品を契機としてバイヤーとの商談が進んでいる」といった報告を頂いておりますので、非常に成果があったと考えております。

○横山隆光委員 本事業は、新規事業、様々なメニューが追加になっております。事業の概要をお伺いします。

○橋本和博農政部長 首都圏等県産品販路拡大支援事業では、来年度は幾つかの新規事業に取り組みこととしており、例えば首都圏や関西圏、九州地方などの主要都市にあるセレクトショップ等に県産品の常設コーナーを設置し、これまで宮城の商品になじみのない消費者と県産品の接点を創出することで、県内事業者の新規顧客開拓につなげるとともに、バイヤーに向けた県産品のPR及び試験販売を実施することとしております。ほかにも戦略コーディネーターを配置して、事業者の課題に応じた県産品の活用助言や専門家派遣を実施するとともに、支援の中で事業者が実施するテストマーケティング等の取組に補助を行い、事業者の製造や販売等に関する戦略の強化を図るものでございます。このような複数の事業を組合せながら、対象事業者の状況に合わせて支援を実施することで、効果的な展開を図ってまいりたいと考えております。

○横山隆光委員 いろんな事業を今回やっていただくわけですが、県内事業者、先ほどの知事の答弁でも二十者程度ということですが、こちらのほうを更に広めていただきたいなと思っております。県下全域の豊富な食を発信できるようにしていただきたいと思います。部長の御答弁をお願いします。

○橋本和博農政部長 県内食品事業者で七百事業者ぐらいいらっしゃいます。そのうち今回は二十事業者を三か所ぐらいやっていただいただけですけれども、来年度はショッピング型のアンテナコーナー等もやる予定です。そちらには四百四十事業者ぐらいには入っていただこうと思っておりますし、更にはECのほうにもぜひ入っていた

だけるような取組をしていきたいと思っております。

○横山隆光委員　まさにこのOMOということで、試食をしていただいて、そしてそれをデジタルで売っていくと——ECショップで売っていくというふうな取組だと思っております。ぜひ七百人ある者を——しっかりと全ての事業者が潤うような、そういう取組にしていきたいとさせていただきます。そして公益社団法人の宮城県物産振興協会、県産品販売事業資金貸付二千万円というものがこの新規事業にも計上されております。先日、東京の日本橋萱場町にあります宮城ふるさとプラザを視察してまいりました。池袋にあった県営の店舗に比べますと、人通りも少ない立地で大変心配したのですが、お店の中は多くのお客様がいて繁盛しておりました。池袋のアンテナショップの思いを引き継いだ施設ですので、これからも頑張っていたきたいと思っております。店の中は食料品のみならず、伝統工芸品、ポスターやパンフレットによる観光案内まで取り扱っております。宮城県の観光・伝統工芸品、県産品の魅力を発信する拠点としてすばらしいお店だと感じました。そもそも首都圏等県産品販路拡大支援事業ですが、農政部の食産業振興課で所管しており、食料品だけを取り扱っております。本事業は、こけしをはじめとする伝統工芸品や観光振興とも密接につながる事業だと思えます。経済商工観光部との連携が重要だと考えますが、現在の連携の取組があればお伺いいたします。

○橋本和博農政部長　経済商工観光部と連携した取組につきましては、平成十六年から経済商工観光部、農政部、そして宮城県物産振興協会及び宮城県観光連盟からなります。宮城県の物産と観光展実行委員会を設置し、首都圏や愛知県、広島県の百貨店において宮城県の物産と観光展を開催し、工芸品を含む物産の販売と観光情報の発信を行っております。今年度は既に神奈川県、東京都、広島県、愛知県で四回開催しております。延べ百七十七社の事業者に参加を頂き、合計二億二千五百万円の売上げを上げており、来月下旬には千葉県での開催を予定しております。新たに取組みますOMOであるとか、ショップインショップの店舗での経済商工観光部との連携についても連携を図っていきたくと考えております。

○横山隆光委員　また、観光振興で本県の魅力を発信していくために、観光地はもちろんのこと、食料品や伝統工芸品を含めた県産品等の魅力を部局横断で連携して発信して

いくことが大切だと考えますが、御所見をお伺いします。

○橋本和博農政部長 観光振興のためには、観光地の情報と食料品や伝統工芸品などの県産品の魅力を併せて伝えていくことが効果的と考えておりますので、関係部局で横断的に連携をしながら、引き続き取り組んでまいります。

○横山隆光委員 よろしくお願いいたします。観光にこれだけ力を入れている中で、宮城の豊富な食材、これは観光資源の大切な一つですので、ぜひ有効活用していただきたいと思います。

次に、県産品デジタルマーケティング推進事業について質疑させていただきます。

本事業は、県が運営するみやぎふるさとプラザの閉店に伴い、県内食品製造業者に対する消費者との新たな接点の創出と急速に進むEC市場への対応を加速的に進めるため、ECサイトへの参入を促すとともに、各種サイト運営で得られたデータを事業者にフィードバックすることで商品開発等につなげ、事業者の自立的成長を目指すことを目的とした事業です。新規事業でもありますので、本事業の概要をまずお伺いしたいと思えます。

○橋本和博農政部長 県産品デジタルマーケティング推進事業では、急速に進みますEC市場への対応を加速的に進めるため、令和二年度より食品インターネット市場で約四割のシェアを持つ大手ECモール内に「宮城県WEB物産展」を開設しているほか、令和三年度からは、県産食品の魅力発信とECサイトへの誘導を図るポータルサイト「宮城旬鮮探訪」を開設し、県内食品製造事業者と消費者の新たな接点の創出や県産品販売事業者の売上げ拡大を図ってまいりました。今年一月末時点で「宮城県WEB物産展」には百五十事業者、「宮城旬鮮探訪」には二百四十一事業者が参加しており、来年度もサイト運営等を継続して行うとともに、デジタル広告による誘客やサイトのデータ分析、事業者への販売戦略の改善につながるような情報のフィードバックを実施する予定でございます。

○横山隆光委員 県産品は取り扱う事業者が参入しやすい状況、こういったものをつくっていかなければならないと考えておりますが、現在の取組をお伺いします。また、事業の将来展望についても御所見をお伺いします。

○橋本和博農政部長 御指摘のありましたとおり、この事業によりまして県内の食品製

造事業者がEC市場への対応を進めることを目指しておりますので、今年度は県内のEC未参入事業者やECに参入したばかりの事業者などを対象に、ECの基礎知識や集客方法、効果的な商品ページのつくり方などをテーマにしたECセミナーを県内五つの地域で開催しております。県内のEC未参入事業者からは「具体的なECページの立ち上げイメージを持つことができた」といった御意見や「今後のECの展開を社内で検討したい」といった御意見を頂いているところであり、今後のEC参入を検討する上で有意義であったものと認識しております。来年度以降も県内のEC未参入事業者やECに参入したばかりの事業者などを対象に、事業者の横のつながりの形成や相互研さん、データ活用力の向上に向けた講座の開設などによりEC参入の促進に向けた取組を強化してまいります。

○横山隆光委員 まさにOMO物産展・常設コーナー、こういった取組と密接に関わってきておりますので、こちらECサイトをつくっていかなければ、売上げが伸びていかないということでもありますので、ぜひともこちらの事業にも力を尽くしていただきたいと思えます。

次に、商店街施設整備支援事業について質疑させていただきました。本事業は、商店街団体等が行う商店街の共同施設等整備事業への支援を通じて、買物の場であると同時に、地域の顔である商店街を生活インフラとして整備し、消費者に快適な生活空間と時間を提供することで、地域住民の多様なニーズに対応できる暮らしの広場としての商店街づくりと商店街の集客力の向上により、地域商業の振興を図る事業です。本事業の概要をまずはお伺いいたします。

○梶村和秀経済商工観光部長 商店街施設整備支援事業は、商店街の魅力づくりと集客力向上を図るため、商店街団体等が行うアーケードや街路灯などの共用施設の整備に対し、その経費の一部を補助するものであり、平成十八年度から市町村振興総合補助金のメニューの一つとして実施しているものがございます。制度の内容としては、施設の整備や改修に要する経費を補助対象とし、補助額は三十万円以上千万円以下、補助率は県と市町村がそれぞれ四分の一とし、残る二分の一を商店街団体等の負担として行うとさせていただきます。

5 ○横山隆光委員 説明があったように、県の補助率は四分の一、補助上限額千万円で、

補助下限額三十万円となっています。市町村が四分の一、商店街団体等が二分の一となっておりませんが、市町村もそうですが、商店街団体等二分の一の事業費を出すというのは大変難しいのではないかと考えております。特に地方の商店街で二分の一の負担では本事業をなかなか活用することができないものではないかと考えます。補助率、補助上限額を引上げ、より活用しやすい事業としていただきたいと考えますが、御所見をお伺いします。

○梶村和秀経済商工観光部長 御指摘のとおり、商店街は住民に身近な買物の場であるだけでなく、地域の顔として、地域住民の多様なニーズに応える暮らしの広場という重要な役割を持っていると認識してございます。このため魅力ある商店街づくりは、市町村のまちづくりにおけるブランドデザインにつながるものであり、市町村計画との整合を図りながら進める必要があるものと考えてございます。今回の御提案を踏まえ、市町村のまちづくりに関する考え方や商店街団体等の負担に関する御意見も丁寧に向いながら、補助率の引上げについて検討してまいります。

○横山隆光委員 今白石市でも駅前商店街の方々からも御相談を長年頂いております、ようやく電柱無電柱化というのにも市のほうと連携をして取り組んでいる状況であります。しかしこれはあくまでも通過点であって、無電柱化にすることが目的ではなくて、しっかりとまちづくり、ランドデザインを描きながら、一つ一つそういったものをつくり上げていかなければならないと思っております。そういった意味でもこの商店街を振興するような支援事業をしっかりと充実させていただきたいと思っております。

次に、宿泊税導入推進事業について質疑させていただきます。本事業は、令和七年度内に課税開始を予定している宿泊税の導入に当たり、制度の円滑な導入・運用のための宿泊事業者の事務負担の軽減や周知・広報等を行う事業となっております。本事業の概要をまずお伺いいたします。

○梶村和秀経済商工観光部長 宿泊税導入推進事業は、宿泊税制度の円滑な導入・運用に向けて、宿泊事業者の事務負担軽減や周知・広報等を行うもので、具体的には徴収手続に関する説明会の開催経費や特別徴収義務者となる宿泊事業者に対する交付金などに要する経費のほか、三つの取組を想定してございます。一つ目は周知・広報として、宿泊施設等で使用する宿泊客向けリーフレット、三角ポップなどの広報ツールの作成や、

県内外の主要鉄道駅や仙台空港における交通広告などを実施することとさせていただきます。二つ目は宿泊税レジシステム整備費補助金として、宿泊事業者が実施する宿泊税導入に伴い必要となるレジシステムの改修や新たなレジシステムの構築等に要する経費を補助するもので、宿泊事業者の自己負担が生じることがないようにしっかりと支援してまいります。三つ目はカスタマーセンター設置事業として、宿泊税の徴収に伴う宿泊事業者や宿泊客からの問合せに対応するためのカスタマーセンターを課税開始前から一定期間設置するものとさせていただきます。こうした宿泊事業者の負担軽減策や周知・広報活動を通じて、宿泊事業者をはじめ、県民や県内旅行者の皆様から、制度に対する理解をいただけるよう努めてまいりますと考えてございます。

○横山隆光委員 宿泊税の施行については、特別徴収義務者として宿泊事業者の方々の御理解を深めていかなければならないと思います。現在の宿泊事業者の方々への県の取組状況をお伺いします。

○小野寺邦貢総務部長 宿泊税の特別徴収を担っていただきます宿泊事業者の皆様に対しましては、集合形式での対面説明会のほか、個別訪問やホームページ上での説明、メールや電話での相談対応など複数の手段を織り交ぜながら、丁寧な説明と意見聴取に努めているところでございます。これまで寄せられた意見や質問は「宿泊税には納得していない」、あるいは「課税開始には年単位の時間をかけるべき」など、制度の根幹や入り口に当たるもののほか、宿泊税の活用策であるとか、あるいは具体的な徴収手続、申告方法に関するものなど極めて多岐にわたっております。最近では、登録の仕方、納入の仕方、あるいは帳簿の記載方法、免税点の考え方、こういった実務に沿った具体的な問合せが増えてきておりまして、日々これらに一つ一つ対応しておりますほか、質問が多いものにつきましてはホームページに掲載し、いつでも誰でも閲覧できるようにしてございます。こうした状況を踏まえますと、県といたしましては、事業者間にはまだまだ温度差はございますけれども、宿泊税に対する理解や受け止め方は少しずつながら前に進んできているなど感じておりまして、引き続き宿泊事業者の皆様に対する丁寧な説明に努め、不安や懸念を和らげるとともに、理解と共感を頂けるよう誠意を尽くしてまいりますと考えております。

○横山隆光委員 まだまだ事業者の皆さんには御納得いただいていない方も多くいらっ

しやると思います。そういった中で宿泊税制度を円滑に推進していくためには、宿泊事業者の方々の共感を頂ける制度としていかなければならないと考えます。そのためにもこの今の準備期間にしっかりとした展望を持って取り組む必要があると思います。特に使い道につきましては、宿泊事業者の方々の共感を得られるよう取り組んでいかなければならないと考えますが、現在の取組状況をお伺いいたします。

○梶村和秀経済商工観光部長 宿泊税充当施策の実施に当たっては、宿泊事業者の皆様の声をより施策に反映するため、宮城観光振興会議に新たに宿泊事業者部会を設置することとしており、県ホテル旅館生活衛生同業組合各支部や市町村等から頂いた御意見を踏まえ、現在候補者を調整してございますが、家族経営の小規模事業者などからは委員となることの負担が大きいといったこともあることから、慎重に選定を行っているところでございます。また、地域の実情や必要とする施策等について小まめに把握するため、現在各地域の宿泊観光事業者への個別訪問を実施しているところでございまして、お伺いした事業者の方々からは「仙台だけでなく地方に観光に来てもらえるようにしてほしい」、「地域が活性化する施策にしっかりと活用してほしい」といった御意見のほか、地域の観光資源を活用したコンテンツ作成やスポーツツーリズムなどの推進に向けた具体の取引事例やアイデアなども頂いているところでございます。県といたしましては、引き続き個別訪問により宿泊事業者との対話を重ねるとともに、宿泊事業者部会を早期に設置し、地域と一体となった効果的な観光振興の推進体制を整備しながら宿泊税充当施策の検討を進め、宿泊事業者の共感が得られるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○横山隆光委員 一般質問でもお伺いさせていただきましたが、インバウンド、こちらのほうをまだまだ受け取っていない事業者というのが多くいます。そういったときに、県が「インバウンドに力入れるんだ」と言ってもなかなかぴんとこない事業者さんというのはいんだと思います。遠刈田温泉一つ見ても、インバウンドが得意なお宿もあれば日本人の方ばかりが宿泊している施設というものもあります。こういったことをしっかりと全域にインバウンドの恩恵が与えられるような、そういった取組というものを、展望というものも今の時期につくっていかねばならないと思っています。そういったところを部長はどのようにお考えでしょうか。

○梶村和秀経済商工観光部長 委員御指摘のとおり、海外の宿泊事業者の方々には、経営規模によってかなりインバウンドに対する考え方の温度差があると思っております。ただ、そうはいってもこれだけ人口減少が見込まれる中、将来のやはり宮城県の宿泊業の継続性を保つためにもインバウンドの呼び込みというのは必要不可欠なことと思っておりますので、まずは我々として、来年度ATCということで、アジアトレイルネットワークでかなりの外国の方に来ていただきますので、例えば、来年は遠刈田温泉コース開通になってございますので、そういった遠刈田温泉地区にインバウンドを呼び込みまして、実際に来ていただいて泊まっていたらいい対応できるといったそういった可能性も感じていただき、徐々にそれ以外の各地域でもインバウンドの有効性というものをお訴えて導入していただければと思っております。

○横山隆光委員 私も東京出張しますと、必ず外国の方がすごく多く日本にいらしているなというのが実感であります。そういった外国の方々が大勢いらっしゃる所が観光でにぎわっているというのもこれも当然のことです。そして、このインバウンド――東北をはじめこの宮城県、しっかりとインバウンドを呼び込んだ上で、今までインバウンドの恩恵に預かっていなかったようなそういった事業者さんにもしっかりとインバウンドのお客さんが届けられる――送客できる、そういった仕組みというものをしっかりと今のうちにつくっていただきたいと思います。それと、当然その呼び込むことと、あと、地域に、そういったお宿に、いろいろと送り出していただくというのはまた別事業でありますけど、しっかりとその両方が成り立って初めて地元の温泉街というものが活気づきますし、事業者の皆さんの共感を頂けるんだと思っておりますので、ぜひそこのところは力を入れていただきたいと思っております。そして今後、宿泊税が導入されてよかったですと宿泊事業者の方々をはじめ、県民の皆様から評価される制度とするための展望をお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 宿泊税の課税開始に向けまして、引き続き説明会などを通じて、宿泊事業者の負担軽減や徴収手続等に関する御意見・御要望を丁寧に向いながら、宿泊事業者の皆様に取り添った制度となるよう検討を進めるとともに、県民の皆様に対しまして様々な媒体を活用した周知・広報活動を行い、宿泊税制度への理解を得られるように努めてまいりたいと思っております。また、宿泊税充当施策につきましては、宮城観光振興会

議や宿泊事業者部会、事業者への個別訪問などで御意見を頂きながら企画立案し、宿泊事業者をはじめとする関係者や県民が効果を実感できるように取り組んでまいります。県といたしましたは、お預かりした宿泊税を最大限有効に活用し、これまで以上に宿泊観光施策を強力に展開することで、県内外からの更なる誘客促進と観光産業の発展につなげ、宿泊事業者、県民の皆様は宿泊税を導入してよかったと思っただけのように努めてまいりたいと考えております。先ほど横山委員のほうから日本人だけしか扱っていないお宿があるということがありましたけれども、何となく分かるんです。私も英語がしゃべれないものですから、外国語でしゃべられたときに、やっぱり客商売ですのでちゃんと受け答えをしなきゃいけない、それに対してできるかどうか不安であるという、それが一番大きなハードルじゃないかなというふうに思うのです。あと食事のハラールの問題とかあると思うんですけれども、その辺のハードルがあると思うんです。最近、東京のホテルなんか行ったら、カウンターの前に三角のものが置いてあって、こちらが英語でしゃべったら向こうに日本語が、向こうが日本語でしゃべったらこちらにその国の言葉が表記されるようなものが置いてありました。そういったような今のIT機器をうまく活用したら——デジタル機器を活用すれば言葉のハードルなんて軽くできると思いますので、そういったようなものの支援、補助とか、そのようなものも考えていって、先ほど言った受け入れたことのない所に一人でも二人でも受けていただけるといって、そういうことをこれからしっかり考えていって、全ての宮城県のホテル・旅館は外国人を気軽に受け入れられるという、そういう環境をつくっていく、そういう財源にもぜひしたいなというふうに思っております。

○横山隆光委員　まさにそういった通訳機能の付いたものの導入支援とか——あと営業しないと外国のお客さんが来ないんですね。エージェントを通じて。ですから、弱いというのはやはり日本人の方にはなじみのあるお宿だけでも外国の方にはまだ知名度がなくて来ないということが多いですので、全体的にそこら辺をカバーできるように営業していただきたいなと思います。

次に、外国人材活躍推進事業について質疑させていただきます。本事業は、外国人材の採用を希望する県内企業と外国人材とのマッチング支援に加え、県内企業の外国人材採用・定着に向けたコンサルティング支援や外国人材のキャリアアップ支援等により、

県内企業の外国人材活用を総合的に支援する事業となっております。本事業の概要を簡単に伺います。

○梶村和秀経済商工観光部長 県内の人手不足がますます深刻化していく中、県内産業を支える外国人材の更なる受入れ促進に向け、我が県で能力を発揮したいと望む外国人材の就労を積極的に推進していくことが必要でございます。外国人材マッチング支援については、外国人材の採用を求める企業と宮城で就労したい外国人材のバンクを構築することで、県内企業と外国人材のマッチングを図ることを目的としており、来年度は特に初めて外国人材の採用にチャレンジする企業に力点を置き、在留資格等のセミナーや受入費用の情報提供等により採用に向けた一歩を踏み出していただくこととしてございます。また、県内企業の外国人採用・定着に向けたコンサルティング支援につきましては、来年度新規に行うものであり、外国人材の雇用に関して、給与体系や福利厚生等、企業ごとの抱える課題に対して解決策を提案することで、外国人材の雇用を増やしていただくこととしてございます。更に、外国人材キャリアアップ支援につきましては、外国人材の定着を促進するため、外国人のキャリアアップに資するフォークリフトや溶接などの資格の取得に係る費用の企業負担分を支援するものでございます。

○横光隆光委員 全業種的に企業の人材不足が進んでおりますが、外国人材雇用をしていない企業などに対しての周知方法やセミナーの開催を通じての現在までの取組実績などをお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 県内企業の人手不足が進んでいるものの言葉や食事、宗教等の理由により外国人材の活用にちゅうちょしている企業も多数あるということでもあります。このことから県では、外国人材の活用に向けて一歩を踏み出していただくため、外国人材採用の基礎的知識のセミナーを開催したほか、外国人材を採用したことがない企業に対し、高度人材向けの台湾人材宮城県ツアーや技能実習生向けのみやぎジョブフェア in インドネシアの開催について、ホームページでの周知や個別の声掛けを行い、実際に参加を頂いたところであります。これらのイベントには、外国人材未経験企業を含め、延べ八十六社の参加がありまして、外国人材を雇用したことがなかった企業からも数は少ないですが、外国人材の採用実績や初めての雇用に向けた面接等の動きがはじめております。今年度、外国人材採用を全庁挙げて促進するため、部局横断型のワーキンググ

ループを設置いたしました。来年度はこのワーキンググループを有効に活用しながら、商工会や人手不足が深刻な建設業、水産加工業、介護等の業界団体を通じて広く県内企業に声掛けをいたしまして、初めて外国人材の採用にチャレンジする企業に対するマッチングを重点的に支援してまいりたいというふうに思っております。先ほどどなたかの質問に答えました——インドネシアの送り出し機関を集めての宮城でのマッチングフェア、これに向けて今回ワーキンググループを部局横断でつくったということでございます。

○横山隆光委員 現在までの取組を通じて、外国人材の定着に実効性が上がると考えられる取組はどのような取組があるのか、お伺いします。

○梶村和秀経済商工観光部長 県内企業においては、技能実習生が特定技能に在留資格を変更する際に、待遇がよいとされる首都圏等へ流出することが課題となっております。このことから県では、外国人材の県内定着に向け、企業に対し現在の技能実習制度から移行される育成就労制度に関するセミナーを実施し、転籍が容易になると見込まれる中で、職務に応じた給料の見直しや福利厚生の実施など定着につながる事例を紹介しているところでございます。また、技能実習生等を対象としてサンクスパーティーを開催し、感謝の気持ちを伝えているほか、日本語講座の実施に合わせまして、地域住民とのレクリエーションを実施し、地域との一体感を醸成し県内定着を促進してきたところでございます。来年度は、先ほど答弁したとおりですが、新たに企業の課題の改善策を提案するコンサルティング支援を行うとともに、資格取得に向け、外国人材のキャリアアップを進める企業への財政的支援を行うほか、マイナンバーと在留カードの一体化を契機に、技能実習生等に対しポイントを付与することも検討してございまして、これらの実施により更なる外国人材の定着に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○横山隆光委員 まさに雇う側の企業の方々にとっても大変有益な、そういった制度になっていくように——今まさに実習生の方々だけにスポットが当たっていて企業の方にスポットがちよつと薄いと思うんです。ですから、いろんな文化の違い、言葉の違いなんかもあります。そういったものが、しっかり有効にかつ事業者の人にとっても働く方にとっても有効な形でマッチングしていく、そして継続していける、それが宮城県にそのまま定着していただけるものではないかなと思っております。ですから、そこら辺のと

ころをぜひ今後ともよろしく願います。本県ではベトナム、インドネシア、カンボジアと連携協定を結んでおりますが、今後、連携協定の締結に向けて取り組んでいる国があればお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 我が国の人口減少が本格化していく中で、外国人の受入れを促進し地域活力の維持や活性化につなげていくことは、今後ますますいや応なく重要になってくるといふふうに認識しております。県においては、ベトナム、インドネシアに続きまして昨年十二月に私自ら渡航し、カンボジア政府と協力覚書を締結し協力関係の構築を図ってまいりました。このため来年度は、引き続き送り出しのポテンシャルが最も高いインドネシアに注力をいたしますが、企業の採用を確実にするため、求人の詳細に把握した上で、現地の送り出し機関と企業とのマッチングにつなげる成果を重視したジョブフェアを県内で実施したいと思っております。ベトナムにつきましては、県内の外国人労働者としては四千八百七十三人と最多であることから、引き続きベトナム政府に対して送り出しの依頼を継続していくほか、カンボジアについては、将来を見据え、受入れ可能性の高い企業の掘り起こしとともに、勤勉な人材の送り出しを強くお願いをしてまいります。県としては、外国人材の受入れについて、当面この三か国に注力して行っていくこととしております。今後も企業の外国人材の受入れニーズにしっかりと応え、企業の外国人材活用を戦略的かつ総合的に支援することで、外国人材の更なる活用を目指してまいりたいと考えております。

○横山隆光委員 昨年十一月にインド日本パートナーシップ宮城「Miyagi Day」が駐日インド大使館で開催されました。また、今年一月にはみやぎアンバサダーサミットが松島で開催されましたが、インド大使が来県されるなど、世界第一の人口を誇り経済成長も著しいインドとの交流が期待される場所でもあります。今後のインドとの経済交流の取組について、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○村井嘉浩知事 今、委員が御指摘になったとおり、インドは大変人口が増えている、そして間違いなく、これからますます経済発展するだろうと……非常に能力の高い人もたくさんおられるわけでございます。また、インドはこの間のアンバサダーサミットで、わざわざ大使自らお越しになって最後の懇親会まで残っていたということ、宮城に対する思いというのは非常に強い国であるというふうに認識をしております。した

がって今後は、インドとの経済的なつながりというのはしっかりと重視をしながら、前向きにいろんなことを検討してまいりたいというふうに思っております。議会運営委員会の資料を見ましたら、この議会終わった後に、議員の皆さんが今度はインドのほうにも視察に行かれるというふうに聞いておりました、皆さんのその現場で見た雰囲気、空感、そういったようなものがどういふもののかをぜひお聞きして、そういったようなものを参考にしながら次の施策に向けて進めていきたいなというふうに思っております。

○横山隆光委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、私立高等学校等就学支援補助事業について質疑させていただきました。本事業は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等に通う生徒が安心して教育を受けられるよう高等学校等就学支援金等を支給する事業であり、全額国庫補助と県単上乗せがあります。全額国庫補助事業では、年収九百十万円未満の世帯に対し年額十一万八千八百円、年収五百九十万円未満の世帯に対しては最大で年額三十九万六千円の支援金を支給する制度となっております。県単上乗せの事業では、年収五百九十万円以上六百二十万円未満の世帯に対して年額十一万八千八百円の上乗せ補助金を支給する制度となっております。現在、自民・公明与党と日本維新の会が、高校授業料の無償化に向け協議を続けておりますが、公立、私立ともに令和七年度から所得制限を撤廃して十一万八千八百円が支給され、公立については、実質無償化となるようです。私学については、令和八年度から上限額を私立授業料の全国平均の四十五万七千円に引き上げることで協議しているようです。今後、国の協議を注視しながら、県としての対応を考えていかなければなりません。令和六年二月議会の予算総括質疑で村上智行議員から本事業への質疑がありました。他県に比べて私立高等学校への県独自の支援が薄いように感じます。授業料以外での支援は行われているのか、お伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長 県では、私立高校への独自支援として就学支援金の上乗せのほか、低所得者に対する入学金減免補助、学校安全設備のほうの充実支援、登校してない生徒を支援する体制の整備など、様々なニーズに対する支援を行っております。これは、今の就学支援金制度ができたときに、それまで県単独事業でやっていた事業費が必要なくなった分がかなりありましたので、それをほかに転用するのではなく、私立高

校向けにやろうということで私立高校と意見を交わして、ニーズのあるものについて事業化したというものでございます。

○横山隆光委員　まさに不用分をしつかり同事業内で回していただいていると。これは村上智行議員がその当時にそのことも質疑をされておりまして、そういったことがあったと聞いておりました。そして、今回もまさに同じような状況だと思っております。令和八年度に私立高等学校が無償化されたときには、県単上乘せ分——令和七年度分では六千二百四十万円になりますが、他事業に回すのではなく入学金以外のその他の補助に使っていただきたいと思えますけど、御所見をお伺いします。

○村井嘉浩知事　現在報道されている国会審議等によりますと、私立高校生を対象とした就学支援金につきまして、令和八年度から委員御指摘のとおり、全ての生徒に対して四十五万七千円が支給される方向になったというふうになっております。その場合、当然現在行っている就学支援金の県単上乘せをする……不用になるということでございます。その財源の活用につきましては今後しっかりと考えていきますが、全てをそのまま充てるかどうかについては今の段階では何とも答えようがないということを御理解いただきたいと思えます。

○横山隆光委員　よろしくどうぞお願いいたします。

次に、若い世代への少子化対策強化事業について質疑させていただきます。本事業は、少子化の一因である未婚化、晩婚化に対応するため、結婚を希望する若い世代の出会いの機会の拡大を図るとともに、高校生、大学生等に向けた、妊娠、不妊、出産、子育てに対する正しい知識の普及啓発を行う事業です。結婚支援事業では、みやぎ結婚支援センターみやマリ！の取組で、三年間で百九十三組の成婚退会の実績がありました。ただまだ認知度に課題があるとお聞きしております。認知度を上げるための今後の取組をお伺いします。

○志賀慎治保健福祉部長　みやマリ！では、AIを活用したマッチングや行政が関与した取組であることなどの安心感などが功を奏しまして、令和三年九月の開設以来先月までに御指摘のとおり、百九十三組が成婚を理由に退会するといったことになってございます。その一方で、登録会員数が減少傾向にあるといった中で、より多くの方との出会いの機会を生み出す観点からも、新規登録者の確保に向けた取組の充実が課題と考えて

ございます。今年度の取組では、開設三周年となりました昨年の九月に、登録料を半額とするキャンペーンを実施しまして、その際、動画広告の配信やJR仙台駅でのサインボード広告などを行ったところ、新規登録件数がぐっと伸びた傾向が起きましたので、そういったことを踏まえまして来年度、更なる認知度の向上を目指しまして、広報・宣伝に要する経費を増額するということとしておりまして、結婚を希望する県民の皆様にもやマリ！の活動がしっかりと伝わって多くの方からの登録につながるよう効果的な周知・広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○横山隆光委員 結婚を希望する方が成婚退会になるように中身をブラッシュアップしていかなければならないと考えますが、今までの取組を通じて、今後どのように課題を認識し取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 みやマリ！では成婚退会された方を対象にアンケート調査を実施しております、その結果から、スタッフの対応でありますとか、マッチングシステムの利用のしやすさについて、おおむね肯定的な評価を頂いているところでございます。その一方で、利用者へのサポートの手厚さなどに関しましては、民間の結婚相談所と比較した形では、もうちょっと頑張れるのではないかとか、そういった御要望も寄せられているところでございます。県といたしましては、その内容をみやマリ！の委託先と共有しながら改善等を随時図ってまいったところでございます。今後ともみやマリ！が、出会いの場として高い満足を得ながら、一組でも多くの成婚退会につながられますよう事業者と連携した対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○横山隆光委員 よろしくお願いたします。我が会派の佐々木賢司会長の代表質問の答弁で、宮城県少子化施策等に関する意識調査によると、結婚していない理由として四二・三％の方が「経済的余裕がない」と回答しており、令和二年度に行われた国の調査よりも一二・五％高くなっているとのことです。税収入が過去最高となる中で、四割の方が経済的理由で結婚しないのは、政策に問題があると言わざるを得ません。国では、所得税の百三万円の壁が議論となっておりますが、結婚した場合には、配偶者控除など扶養制度の拡充を行い、所得の多い方の扶養に入り所得税や社会保険料の控除を行えば、結婚を望む方が経済的理由で結婚を思いとどまることを減らせるものと考えます。減税や社会保険料を減らせば、地方の財源が不足するとの議論ではなく、将来を見据え人口減

少に歯止めをかける施策として、将来への投資として国が責任を持って進めなければならないことだと思います。また、外国人材の活用を否定するものではありませんが、同時に、働きたい日本人が所得の制限なしに働ける環境を整備することが重要だと考えます。減税はただ単にマイナスではなく所得が増えた分が経済として回りますので、社会全体ではプラスの税収入も生まれると考えます。全国知事会の会長としての村井知事の御所見をお伺いします。

○村井嘉浩知事　いわゆる百三万円の壁に関する議論で焦点となっております、所得税の基礎控除の拡充などにつきましては、国民の所得増につながり、結婚をためらう人にとっても追い風となる一方、住民税や地方交付税の減収にもつながることから、地方財政への影響に十分配慮する必要があります。また、所得制限の撤廃や緩和は、働き控えが減るなど働き手の増につながることから、歓迎すべきとする意見がある反面、国と地方の財政運営に与える影響をセットで考えなければならぬという御意見も当然あるわけでございます。今国会の来年度予算審議で議論されている税制面や社会保障制度などの見直しにつきましては、いずれもプラスの側面とマイナスの側面を併せ持っておりまして、国民生活にも大変大きな影響を与えることから、我々地方自治体をはじめ様々な分野の方々からも十分に意見を聞きながら、最適な合意点をぜひ見いだしていただきたいと考えております。これはやはり知事会全体としての意見でございます。

○横山隆光委員　ぜひ人口減少、これは宮城県のみならず日本全国の話でございますので、宮城県だけどうのこうのという話ではないと思います。日本全国の若者を増やしていく、子供たちを増やしていくという取組が何より大事だと思っております。そうしないと将来の日本人の労働人口が、どんどんどんどん減ってきますので、それでは国が成り立たないと思いますので――江戸時代、例えば人口が少ないとき、昭和初期八千万人というときと今とで労働人口が全然違うわけですから、高齢化、労働人口がなくなった上での人口減というものは日本の衰退につながりますので、ぜひ今手を打っていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、新規就農者確保事業について質疑させていただきます。本事業は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間の生活安定と就農直後の経営確立を支援するため、年間最大百五十万円を交付するほか、就農後の経営発展のた

めに必要な機械・施策の導入等の取組を支援する事業となっております。事業概要は、おおよそのような事業概要になりますので、人生百年時代——例えば定年後に新規就農したいと考えられる方もいらっしゃると思います。こういった方々を対象に本事業では、対象者が四十九歳以下の研修生または認定新規就農者となっております。この線引きというものはどのような基準で決められているのか、まずお伺いします。

○橋本和博農政部長 国では、農業経営基盤強化促進法におきまして、原則として十八歳以上四十五歳未満を成年と定義しており、平成三十九年度までは四十五歳未満が支援対象として位置づけられておりました。令和元年度に要件が緩和されまして、四十五歳までに就農計画を策定すれば、その実施期間で最大五年間を含めました四十九歳までの支援が可能となったところでございます。しかしながら、委員御指摘のとおり、担い手の減少や高齢化が進む中、地域農業を持続していくための人材の確保育成が必要であることから、県では、国に対して四十九歳を超える認定新規就農者も支援対象とするよう要望しているところでございます。

○横山隆光委員 よろしくお願いいたします。そして新規就農者、こちらを増やしていくことというのは大切です。同時に、家業を継いでいく方たちに対しての支援という事業も重要ではないかと考えます。農業を継承していく、承継していく方へはどのような支援事業があるのか。また、将来に向けて充実した支援事業が必要だと考えますが、御所見をお伺いします。

○橋本和博農政部長 新規就農者確保事業のうち経営開始に必要な機械・施設等の導入支援の対象は、これまで独立・自営就農する者に限定されておりましたが、来年度からは親元就農も支援対象となるよう要件が緩和されました。また、親元就農では、機械等の導入だけでなく、経営継承のための施設等の修繕等や専門家の活用等による経営移譲に向けた取組についても新たに支援が可能となります。県としましては、新規就農者の経営安定に向け、就農後も継続した技術や仲間づくりなどについても支援を行うことで、将来の地域農業の担い手となるようしっかりと取り組んでまいります。

○横山隆光委員 まずは、今農業をしっかりと取り組んでいる方々、こういった方々がしっかりと次の世代に継承できるような支援を引き続き国に対しても要望をお願いしたいと思います。

次に、みやぎの園芸振興プロジェクト推進事業について質疑させていただきます。

令和七年度でみやぎ園芸特産振興戦略プランが終了しますが、園芸産出額五百億円達成に向けた進捗状況と今後の展望についてお伺いします。

○橋本和博農政部長 みやぎ園芸特産振興戦略プランでは、園芸産出額目標五百億円を掲げて推進してまいりましたが、プラン策定時には想定できなかったコロナ禍の長期化の影響を受けたことなどにより、令和五年の園芸産出額は、前年から五億円増加したものの三百二十四億円となっております。このため令和七年での目標達成は難しいと認識しておりますが、みやぎ食と農の県民条例基本計画に掲げます、令和十二年目標の六百二十億円達成に向けて、引き続き関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

○横山隆光委員 今達成額が三百二十四億円ということで百七十六億ざつくりとは足りないという状況です。これの一番の原因と考えられるのはどういったことなのか、お伺いします。

○橋本和博農政部長 まずは、コロナ禍で需要が減ったというふうなこと、そして価格が低下したということで、新規就農者等がなかなか野菜で参入しようというふうな意気込みがなかったというふうなこと、さらには最近では、価格高騰でハウス等を建設しようとしても大分高価になるので、ためらっている方々がいらつしやるということではなかなか面積が伸びないというのが一番の要因だと捉えております。

○横山隆光委員 まさに今お米の値段も大変高騰しています。ただ高騰と言っても前は茶わん一杯三十五円ぐらいだったので、これが私は六十円ぐらいになってもそれは適正なのかなと思います。そういった中でキャベツ、葉物、こういったものも二・七倍とか大変な高騰をしております、テレビではキャベツ千円になったとか、そういった報道もされています。今この異常気象の中で、大変食料というものが不安定になっているのを実感しておりますが、そういった中でこの宮城県ではしっかりとこの食料自給率一〇〇%を超えていかなければならないと。極端な話二〇〇%とか、そういったものを実現していった、そして初めてそういった食料安全が確保できるのではないかと思います。御所見をお伺いします。

○橋本和博農政部長 農政部といたしましても農業産出額の拡大というふうなことで現在取り組んでおります。宮城県の自給率につきましては七二%程度というふうなことで

ございますけれども、米等について二六〇%ぐらい持っておりますので、今後は足りない品目等についてどう頑張るかということで園芸倍増も目指していくというふうなことでございますが、いずれしつかりと食料生産に取り組んでいきたいと思っております。

○横山隆光委員 まさにこの園芸産出額五百億円達成に向けて、これからも粘り強く地元の皆さんと連携をとりながら、農家の皆さんと連携をとりながら、ぜひ実現していただきたいと思っております。異常気象により四月、五月に向け果樹の凍霜害の心配もあります。また夏には高温による農作物への被害も心配されます。被害防止に向けた対策が必要だと考えますが、御所見をお伺いします。

○橋本和博農政部長 まず果樹の凍霜害についてですけれども、直近では令和三年の四月に甚大な被害が発生しておりました。その対策は重要であると認識しておりますので、県では、三月一日から五月二十日までを被害防止対策月間と定めて、生産者等への注意喚起と防止対策の普及啓発等に努めているほか、補助事業によりまして、被害対策となります防霜ファンなどの導入支援を引き続き行うこととしております。一方夏の高温対策につきましては、技術対策情報の発行や高温対策セミナーの開催、補助事業より被害軽減を図るためのハウスへのミスト冷房や遮光資材の導入などをして支援してまいります。

○横山隆光委員 よろしくどうぞお願いします。はたけまるごと活用推進費で販売ロスの軽減や物流改善による園芸産地の収益力を向上させるため、県内産地・流通業者・実需者等が連携した生産流通体制の整備等の取組を支援していただいておりますが、現在の取組状況と今後の展望についてお伺いします。

○橋本和博農政部長 はたけまるごと活用推進費では、実需者と結びついたサツマイモ、ネギ、タマネギの三品目の取組に対し支援を行っております。例えばサツマイモでは、販売ロスの軽減を図るため、腐敗防止処理施設や規格外品を有効活用する干芋乾燥機等の導入を支援したところでございます。来年度以降もこれら三品目に加え、新たな品目によるサプライチェーンの構築を目指し取り組んでまいります。

○横山隆光委員 園芸生産の拡大によって、産出額を増加するとともに宮城の農業をより一層推進していくことが大切です。次期プランの見直し時期となっておりますが、次期プランの策定に向けて現状を踏まえ、今後どのような取組を進めていくのか展望をお

伺いたいします。

○橋本博和農政部長 県では現プランにおいて、施設園芸においては単収を向上させることにより九十九億円、露地園芸では面積を拡大させることにより三十三億円、そして新規参入の積極的な誘致により三十五億円の産出額増加目標を掲げ取り組んできたところでございます。今後については、特に単収の向上と新規参入の取組が課題と考えていることから、単収向上に有効な環境制御機器の導入や企業立地奨励金を活用した誘致活動などを強化することで、みやぎ食と農の県民条例基本計画に掲げます、園芸産出額目標六百二十五億円を目指し取り組んでまいります。

○横山隆光委員 ぜひよろしく伺いたいします。

次に、市町村振興資金貸付基金について質疑させていただきます。令和六年度二月補正で本基金条例が提案されておりますが、日本銀行の政策金利の引上げにより、借入れ金利が上昇傾向にあることや市町村の公共施設等の老朽化による更新時期が見込まれる中、資材価格の高騰など市町村の財政運営にとって厳しい状況が続いております。本基金はそうした状況の中、市町村財政を助ける施策だと思えます。一日でも早く施行するため、予算による貸付けから基金による貸付けに変えたいとの提案だと考えますが、概要を簡単にお伺いします。

○小野寺邦貢総務部長 今回の貸付基金は市町村の振興のために必要な事業に要する資金の貸付けを円滑かつ効率的に行うため、定額運用基金として新たに創設するものでございます。

○横山隆光委員 本基金で三十億円の基金を造成しますが、一年間での市町村への貸付額は幾らくらいを想定しているのか、お伺いします。また、基金が枯渇することがないのか併せてお伺いします。

○小野寺邦貢総務部長 今回の制度では主に財政力の低い市町村への貸付けを想定しております。その中でも交付税措置がない事業への活用が見込まれることから、過去の借入状況等を参考にいたしましたして一年間の貸付額を約四億円と見込んでございます。積立額の設定に当たりましては、毎年度四億円程度の貸付額と一定の償還条件を設定した上でシミュレーションを行い、年度間の貸付額の増減にもある程度対応できる規模として三十億円を設定したものでございまして、現時点におきましては、将来にわたって持

統的に基金を運用していけるのではないかと考えております。

○横山隆光委員 対象事業に「その他知事が適当と認める事業」があり、貸付利率は財政融資資金の貸付利率の四分の一以内とあります。大変低い利息だと思います。無利子の可能性というものはあるのかどうかお伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長 今回の貸付制度によります貸付利率につきましては、先行都道府県の同様の仕組みを参考にした上で、市町村の安定的な財政運営を支援する観点から、現行制度と比べて大幅に金利を引下げて設定しております。特に「その他知事が適当と認める事業」の場合は、事業内容やその市町村の財政状況などに応じまして、更に低い貸付利率を設定することで厳しい財政状況に直面している市町村を支援したいと考えております。無利子の場合もあり得ると、そのような制度にしたいと考えております。

○横山隆光委員 ありがとうございます。